

奈良県立医科大学医学部医学科教務委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部医学科に奈良県立医科大学医学部医学科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 カリキュラムの運営に関する事。
- 二 医学科の非常勤講師に関する事。
- 三 シラバスに関する事。
- 四 既修得単位に関する事。
- 五 その他医学科の教務に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 医学科長
 - 二 教養教育部長
 - 三 基礎教育部長
 - 四 臨床教育部長
 - 五 教育開発センター教育教授
 - 六 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置くものとし、医学科長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。